一　組合の名称　おおいたPORTAファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　大分市中央町二丁目九番二十四号
無限責任組合員の氏名又は名称　大分ベンチャーキャピタル株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
二　組合の名称　かながわ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　横浜市西区みなとみらい三―一―一
無限責任組合員の氏名又は名称　横浜キャピタル株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
三　組合の名称　とうきょう中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社東京リバイタル
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
四　組合の名称　かがわ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　香川県高松市亀井町七番地十五
無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社香川リバイタル
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
五　組合の名称　愛知中小企業再生二号ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　名古屋市中区錦一丁目六番五号
無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社愛知リバイタル
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
六　組合の名称　とやま中小企業再生支援ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　富山市丸の内一丁目八番十号
無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社富山リバイタル
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
七　組合の名称　信州みらい応援ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　長野市大字南長野南石堂町一二八二番地十一
無限責任組合員の氏名又は名称　八十二キャピタル株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
八　組合の名称　いしかわ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　石川県金沢市武蔵町一番十六号
無限責任組合員の氏名又は名称　北國マネジメント株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
九　組合の名称　茨城いきいき二号ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　茨城県水戸市南町一丁目三番二十三号
無限責任組合員の氏名又は名称　いばらきクリエイト株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
十　組合の名称　おかやま企業再生ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　岡山市北区本町二―五ちゅうぎん駅前ビル
無限責任組合員の氏名又は名称　おかやまキャピタルマネジメント株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
十一　組合の名称　千葉中小企業再生ファンド二号投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　千葉市中央区千葉港八番四号
無限責任組合員の氏名又は名称　ちばぎんキャピタル株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
十二　組合の名称　静岡中小企業支援四号投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　静岡市清水区草薙一丁目十三番十号
無限責任組合員の氏名又は名称　静岡キャピタル株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日
十三　組合の名称　うつくしま未来ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　福島市栄町六番六号
無限責任組合員の氏名又は名称　福島リカバリ株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十五年八月二十九日

○復興庁告示第五十三号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件を次のとおり定める。

平成二十五年八月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

（処分を制限する財産）

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「補助金等適正化法施行令」という。）第十三条第四号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

二　補助金等適正化法施行令第十三条第五号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産（補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。）で取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

（処分制限期間）

三　補助金等適正化法施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産について、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称・構造等	
福島定住等緊急支援交付金	構築物	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	一〇
		児童用のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	一〇
		その他のもの	十五

附　則

この告示は、公布の日から施行する。